

樹木葬式墓所の石板について

平素は、宝塚市行政に対しまして、何かとご理解ご協力を賜りありがとうございます。  
宝塚市立宝塚すみれ墓苑内に令和5年6月、樹木葬式墓所を開設しました。こちらの墓所では石板(家名等を刻字する墓石のような石の板)を使用者様に手配いただく運用としていますので、石板につきまして、下記の内容をご一読いただき、ご対応いただきますよう宜しくお願いいたします。

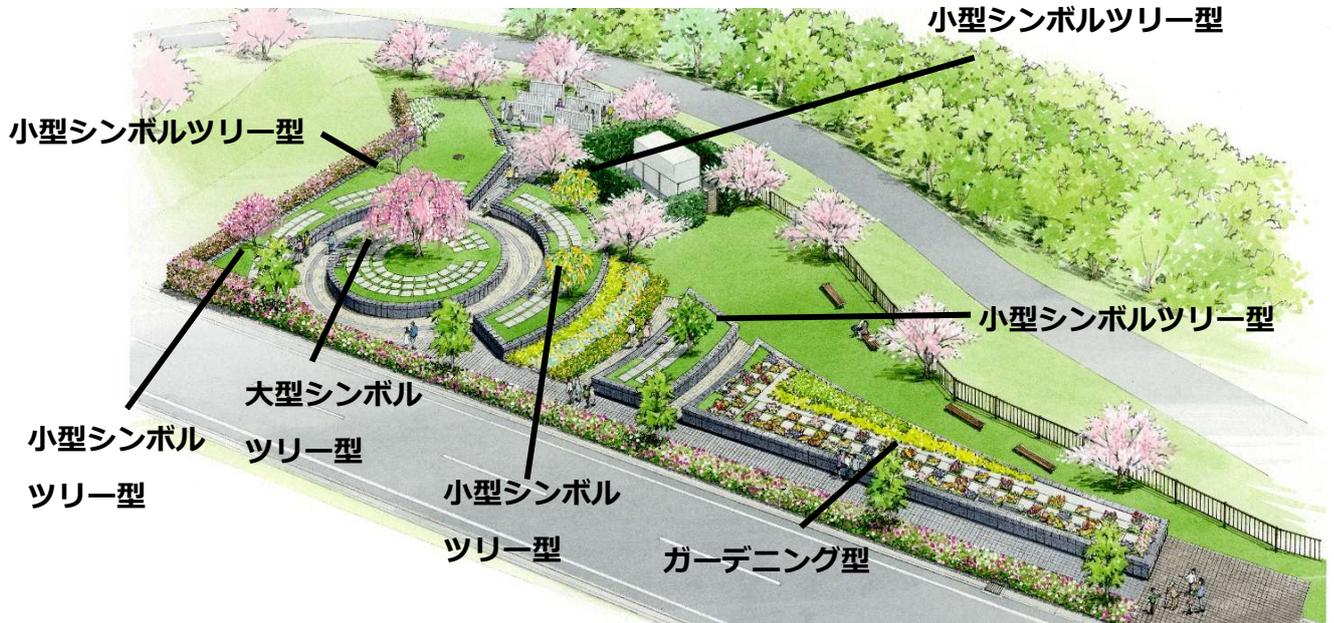
記

墓所名	宝塚すみれ墓苑 樹木葬式墓所
石板設置の対象区画	・大型シンボルツリー型(79区画) ・小型シンボルツリー型(5箇所あり。全126区画) ・ガーデニング型(40区画)
仕様	幅440mm、奥行き440mm、高さ 前面50mm、背面100mm 石板全体の高さ100mm以内 手を掛けるためのくぼみを両側に設けてください。
仕様に関する注意事項	<u>石板高さについて、前面は50mm×440mmの四角の面、背面は100mm×440mmの四角の面に必ずしてください。</u> <u>前面の一部が50mmを確保できていない、または背面の一部が100mmを確保できていない形状の石板は設置不可です。</u>
石種	指定ありません。
刻字内容	指定ありません。 家名や故人へのお言葉など、自由に刻字していただけます。
設置手順	一般墓所と同様に、設置作業日の約1週間前に工事申請書と図面(四面)を生活環境課にご提出いただき、承認を受け、設置してください。 (仕様書は不要です) 設置後は完成届に現地で完了検査印を受け、速やかに生活環境課へ提出してください。
その他	・石板は重く危険であるため、制作だけではなく設置も石材店に依頼するよう各使用者様にご案内します。 ・樹木葬式墓所全体の維持管理等に要する日として原則、毎月第1火曜日を保全作業日とします。この日は職員以外、樹木葬式墓所に立ち入ることができませんので、石板の設置や納骨は不可といたします。 石板の設置は極力、保全作業日を除く平日にしてください。 (クレーン車等のトラックや重機等を使用せずに設置する場合は、土日祝の設置も可能とします。) ・元々設置されているコンクリートのフタ石は石板の設置時に管理事務所の裏のスペースまで運んでください。 ・市指定の石材工事店はありません。 ・カロート内には土、砂を入れないでください。

(裏面に続きます)

- ・石板設置前に申請図どおりの寸法や仕様であるか確認してください。
- ・小型シンボルツリー型及びガーデニング型は個別カロートの使用期間を使用許可日から20年間としています。期間満了後は市において石板を撤去、処分いたします。また、お骨は共同埋蔵型へ改葬します。
- ・万一、石板の破損等が発生しましても市では一切責任を負いません。

## 墓所イメージ



## 設置イメージ



お問い合わせ 〒665-8665 宝塚市東洋町1-1  
 宝塚市 生活環境課 宝塚すみれ墓苑担当  
 電話 0797-77-2146